



こんにちは、トーカイです。日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り誠にありがとうございます。暖かくなり、心地よい季節になってきました。介護報酬改定もあり慌ただしい日々をお過ごしと思います。環境の変化も多い季節、体調を崩さぬようご自愛ください。



知っているようで『こどもの日』!!

柏餅はなぜ縁起が良い?

こどもの日が近くなるとスーパーなどで柏餅を目にするのが多くなります。そこで今回は、柏餅について紹介したいと思います。

柏餅が、こどもの日(端午の節句)の食べ物として定着したのは江戸時代と言われています。

なぜ柏の葉が使われたのかというと、柏の木の葉は新芽が出ないと古い葉が落ちることがないからです。このことが「子どもが生まれるまで親は死なない」という思いにつながり「家系が絶えない」「子孫繁栄」という縁起を担いだのです。



ちなみに、柏の葉を外表に巻いているものと、中表(裏を外向け)に巻いているものがあります。これは小豆あんのときは外表に、味噌あんなら中表に巻くなど、中身の違いを表しているそうです。

また、柏が手に入りにくい西の地方では、丸い形をしたサルトリイバラの葉が使われることが多いようです。



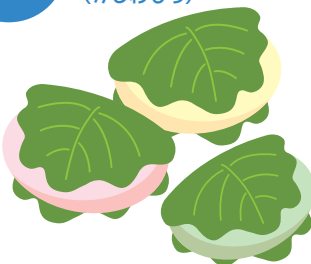
5月5日は
こどもの日

『こどもの日』に食べていたモノは「柏餅」?それとも「粽(ちまき)」?

もともと平安時代に中国から端午の節句が伝来したときに粽が伝えられ、全国に広がっていきました。その後、江戸時代に端午の節句が五節句のひとつになってから、縁起のいい柏餅が江戸の主流となり、伝統を重んじる上方(現在の関西)は粽を伝承したのです。

当時の文献にもその様子が書かれており、**関東では柏餅**、**関西では粽**を食べる傾向が幕末にほぼ定着していたと言われています。

関東 柏餅 (かしわもち)



関西 粽 (ちまき)



兵庫編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ! トーカイのご当地グルメ

株式会社多幸 たこせんべいの里『たこうす焼』

〒656-2163 兵庫県淡路市中田4155番1 TEL:0799-60-2248

株式会社多幸のたこせんべいの里には40種類もの様々な種類のせんべいがラインアップされています。もしどれを買おうか迷ってしまっても、ほとんどの商品が試食可能となっているので一度味をご確認いただいた後、お気に入りを購入することができます。

その中で、今回の一押し商品は『たこうす焼き』です。たこ、いか、えびをすり身にして練り込み、薄く焼き上げている商品です。

パリパリと歯ざわりも良く、風味豊かなせんべいとなっています。

HP:<http://www.takosato.co.jp/>



淡路営業所 営業のおすすめ

淡路島といえば「玉ねぎ」かもしれませんが、「たこせん」も有名なんです!!

パリッ!サクッ!!うま!!!三拍子揃ったこの「たこせん」、「おひとつどうでしょうか?」



(左から永田・勝又・藤田)

おやつにもってこいで、食べ出すとやめられない!!止まらない!!ぜひ淡路島に訪れた際は一度食べてみてください!!

たこせんべいの里・えびせんべいの里

愛知県知多郡には昭和23年創業の「えびせんべいの里」があります。その「産直赤い屋根テナント」として明石海峡大橋が開通した平成10年10月に開店したのが淡路島にある「たこせんべいの里」です。

「たこせんべいの里」「えびせんべいの里」には、工場見学コーナーがあり予約不要で、せんべいの製造風景の一部を見れるようになっていました。また、休憩コーナーもあり無料のコーヒーを飲みながら小休止も出来るので、お土産を買いに立ち寄ってみたいはいかがでしょうか?

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

～個別サービス計画の提出の求め“義務化”～

平成27年度の制度改定で、これまで任意だった居宅サービス事業者からの個別サービス計画の提出の求めが“義務化”になります。今回は、3月2日・3日に開催されました「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」で基準省令に関する通知案から、「個別サービス計画」に関する情報を福祉用具の場合と合わせてまとめました。

居宅介護支援事業者に 求められていること

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(抄)
第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準
(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

⑫ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(第12号)【新設】 ※「介護予防支援」にも準用あり

居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要である。このため、基準第13条第12号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものである。

なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

福祉用具貸与事業者に 求められていること

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)
第三 介護サービス 十一 福祉用具貸与 3 運営に関する基準
⑤ 福祉用具貸与計画の作成

ホ【新設】 ※「介護予防福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「特定介護予防福祉用具販売」にも準用あり

居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 資料より(平成27年3月2日・3日開催)

福祉用具サービス計画に 記載すべき事項とは

平成24年3月16日 厚生労働省通知 介護保険最新情報Vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A」P46より抜粋

福祉用具関係

問
101

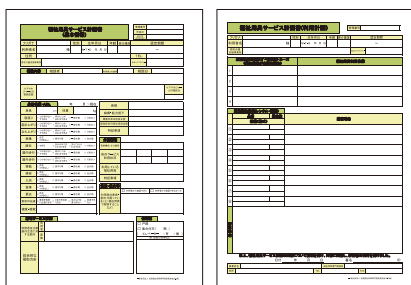
福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

答

指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- 福祉用具が必要な理由
- 福祉用具の利用目標
- 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)



トーカーとしての 対応

トーカーでは、上記の必須事項を盛り込んだ福祉用具サービス計画をご利用者様にご説明し、同意を頂いたものの控えをお渡ししております。ケアマネジャー様には、納品等の報告時やサービス担当者会議時などにお渡しさせて頂いております。

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切: 2015年4月30日(木)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「株式会社多幸 たこせんべいの里「たこうす焼」(25袋セット)」を合計25名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!! (ペンネーム可)

【プレゼントのご応募について】

「内容」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。(ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報のご使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配送業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

ご応募の受付は終了しました